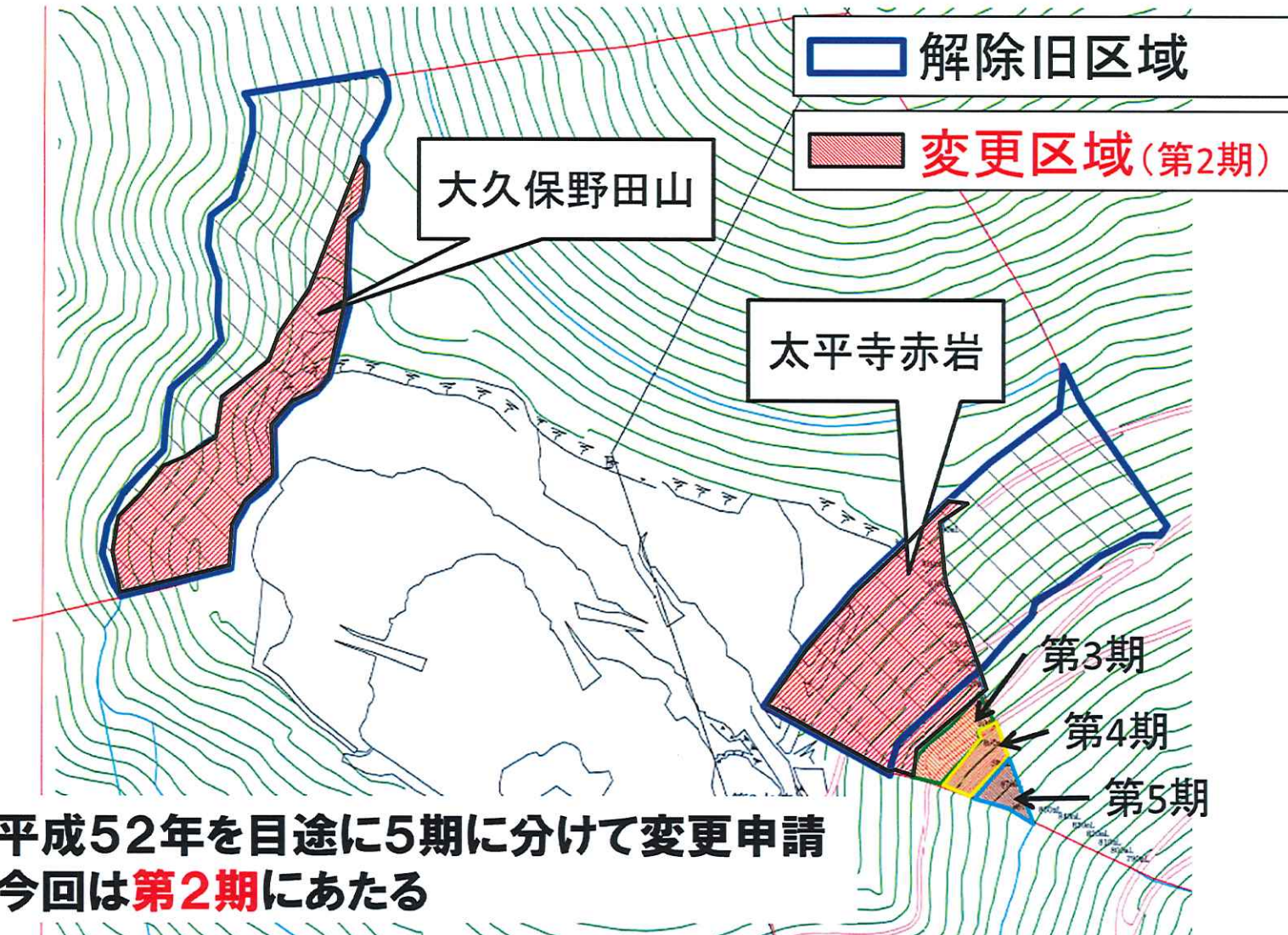


1. 解除予定保安林変更について (2017年5月告示) 解除予定保安林変更の概要

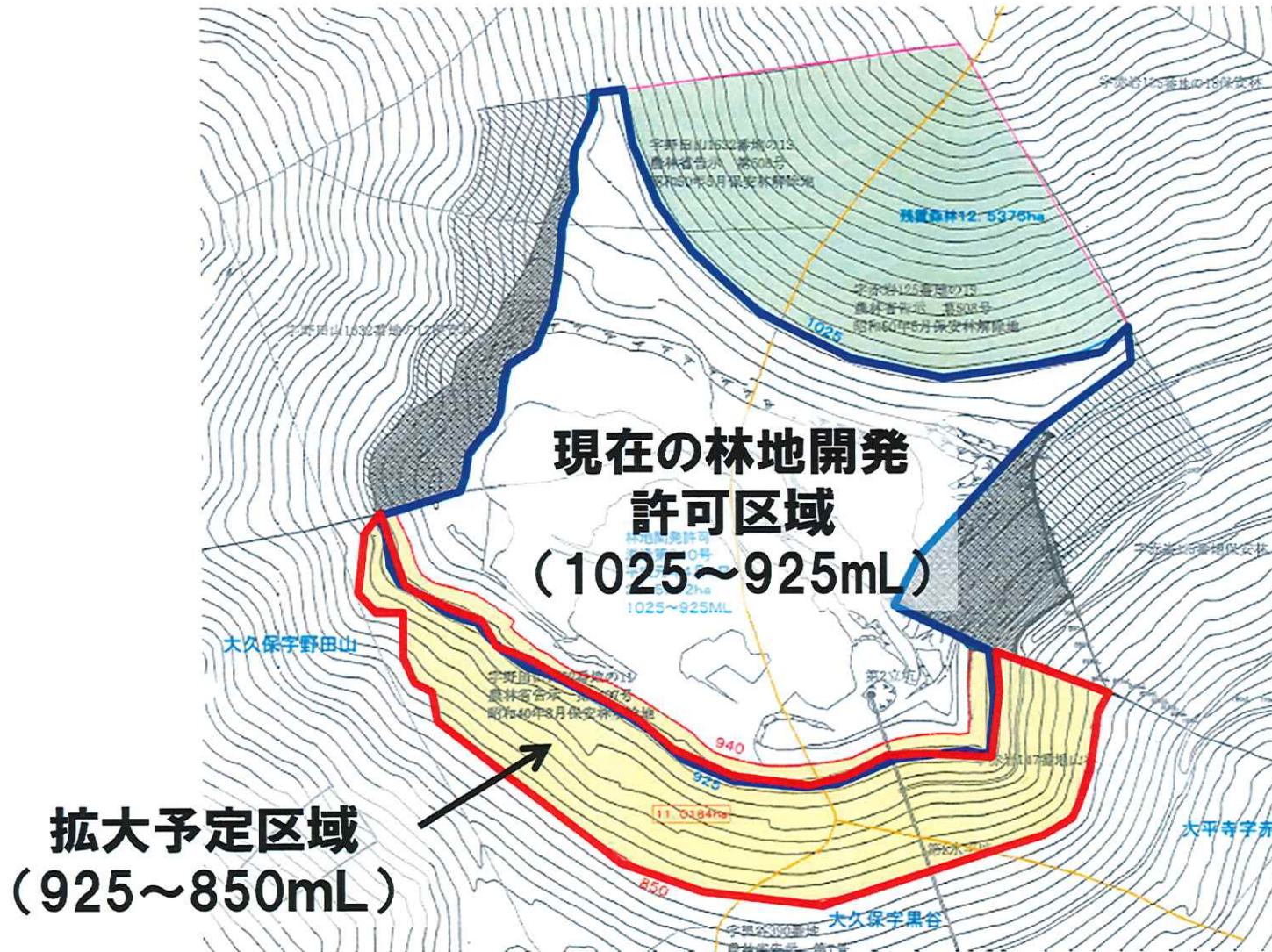


解除予定保安林変更の概要



2. 林地開発許可申請について

目的： 既存の林地開発区域の残鉱量の減少による区域拡大
滋賀県下への安定した石灰石の社会的供給責任を果たす



林地開発許可申請(変更)の概要





自然環境保全協定に基づく覚書

滋賀県知事 嘉田由紀子（以下「甲」という。）と、滋賀鉱産株式会社 代表取締役 加賀久博（以下「乙」という。）とは、伊吹山自然再生協議会（以下「協議会」という。）の存在が有効かつ必要であるとの認識のもとに、協議会の提言を踏まえて、甲と大阪セメント株式会社とで締結した昭和 47 年 4 月 15 日付「自然環境保全協定」（以下「協定」という。）第 6 条の定めに基づき、次のとおり取り決め、覚書（以下「本覚書」という。）を取り交わす。

（地位承継）

第 1 条 甲および乙は、協定における大阪セメント株式会社の地位が平成 6 年 10 月 1 日から住友大阪セメント株式会社に承継され、平成 15 年 4 月 1 日から乙に承継されていることを確認する。

（採掘範囲）

第 2 条 乙は、協定第 3 条第 1 項第 1 号の定めに基づき採掘面積を必要最小限にとどめるため、末尾に添付する事業計画（平面図）（以下「平面図」という。）①区域および②区域に示すとおり、昭和 63 年保安林解除申請許可区域の面積 8.78ha を 4.36ha に縮小し、採掘を行う計画とする。

2. 平面図における③区域の採掘については、協議会または協議会が消滅した場合は、それに相当する組織もしくは団体の意見等を尊重し、甲乙検討した上で行うこととする。

（採掘跡地の勾配）

第 3 条 乙は、協定第 3 条第 1 項第 2 号及び第 4 号の定めに基づき山容の変容を少なくするため、また、採掘跡地の勾配を景観上適切なものとするため、最終残壁の平均勾配を 37 度より緩やかとする。

（緑化の方法）

第 4 条 乙は、協定第 3 条第 1 項第 5 号の定めに基づき伊吹山の植生における固有種の保護等に必要な措置として、上部緑化部（最終残壁）の緑化は、原則として在来種で行うこととする。また、下部緑化についても、できる限り在来種で緑化することとする。

(緑化および景観)

第5条 乙は、採掘跡地の緑化および景観のあり方について、協議会または協議会が消滅した場合は、それに相当する組織もしくは団体、および学識経験者等の専門家の意見・助言を尊重する。

(米原市の意見聴取)

第6条 甲および乙は、地域の意向を反映させるため、必要に応じ米原市長に意見を聴くものとする。

(協議事項)

第7条 本覚書に定めのない事項、本覚書の解釈に疑義が生じたとき、および本覚書を変更しようとするときは、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

以上の取り決めに証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえそれぞれ各1通を保持する。

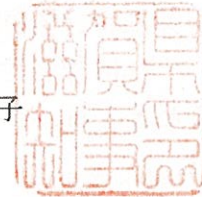
平成24年12月13日

滋賀県大津市京町四丁目1番1号

甲 滋賀県知事

嘉田 由紀子

印



滋賀県米原市大久保110番地

乙 滋賀鋳産株式会社

代表取締役 加賀 久博

印



N

事業計画(平面図)

100m

昭和63年申請許可区域(北側) 4.90ha

変更後区域(北側) 1.89ha

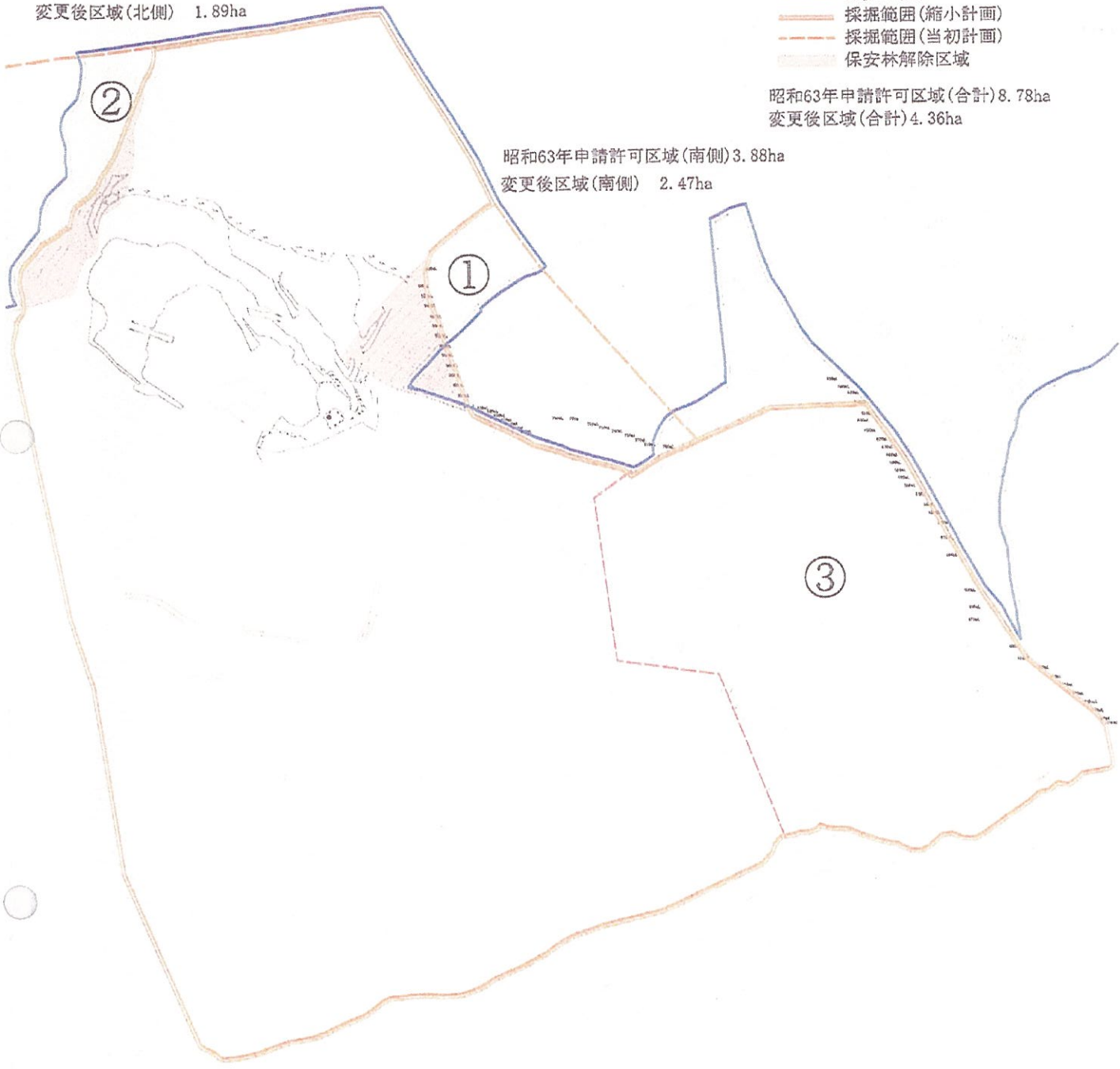
昭和63年申請許可区域(南側) 3.88ha

変更後区域(南側) 2.47ha

- 凡例
- 保安林境界
 - 採掘範囲(縮小計画)
 - - - 採掘範囲(当初計画)
 - 保安林解除区域

昭和63年申請許可区域(合計) 8.78ha

変更後区域(合計) 4.36ha



採掘計画縮小の概要

採掘範囲

解除済み区域

解除変更区域



今回計画で縮小された区域

今回計画で縮小された区域

今後採掘計画を議論する区域
(自然植生の残る部分)